

第 3 回流山市行政区域制度審議会の答申案に係る意見書

平成 2 6 年 1 月 3 0 日

流山市行政区域制度審議会  
会長 山崎 正治 様

流山市行政区域制度審議会

委員 六 貫



西平井・鰭ヶ崎地区及び鰭ヶ崎・思井地区の区画整理事業の変更に伴う字の区域及び名称の変更おける変更案におきまして、西平井及び鰭ヶ崎につきましては、それぞれ丁目が付されたといえども、旧字名が使用されており、思井につきましては、この区画整理事業地内から消滅することとなってしまいます。このことから、思井という名称を残すべきとの意見が思井地区にはあるところです。

現在鰭ヶ崎・思井地区の区画整理事業につきましては、仮換地の供覧期間であり、各種意見を伺っているところと聞いています。これらのことを考慮した上で、鰭ヶ崎・思井地区の区画整理事業の進行において道路等恒久的な施設に係る事業計画の変更があった場合は今回の答申の見直しを図っていただきたいと思います。